雲仙市創業バックアップ資金保証料補給補助金

市内における創業を支援するため、資金の融資を受ける際に必要な信用保証料相当分に対し、補助金を交付します。

対　象　者	（1）市内に事業所を有し、又は開設する法人 （2）市内に事業所を有し、又は開設し、かつ、事業を行っている又は開始する個人 ※長崎県信用保証協会の代位弁済を受けているときは、補助金の交付を受けることができません。

制度資金名	創業バックアップ資金	
長崎県制度	長崎県創業バックアップ保証	長崎県スタートアップ創出促進保証
融資限度額	3,500万円	
保証期間	運転資金7年以内（据置き1年以内） 設備資金10年以内（据置き2年以内）	運転資金7年以内（据置き1年以内） 設備資金10年以内（据置き1年以内）
保証料率	0.40%	0.60%
補助限度額（12月最大）	138,000円	210,000円
補助金の算出	○補助対象信用保証料額のうち5年（60か月）分が対象となります。 ○補助金は毎年1月～12月を算定期間として、1年分ずつ交付します。 ○補助対象信用保証料額÷信用保証期間（月）×12月＝1年分の補助金額 ※初年度は借りた月～12月まで、算定期間途中に資金の完済がある場合は、1月～完済した月の前月までで算出します。	

承認～交付のながれ	
① 承認申請	○補助金承認申請を市に提出し、市からの承認を受ける必要があります。 ○資金を借り受けてから60日以内に承認申請を行ってください。
② 交付申請	○補助金の承認とは別に、毎年、「補助金交付申請書兼実績報告書」を提出する必要があります。承認のみでは補助金の交付はできません。 ○前年の算定期間分の補助金について、毎年1月中に申請書ほか、必要書類を添えて、市に提出してください。

その他	
交付制限	○雲仙市税（又は市外の市町村税）に未納がある場合は、補助金の交付を制限します。
補助金の返還	○資金の繰上償還などをした場合に、信用保証料の減額があった場合には、補助金の返還が必要です。 ○補助金返還届出書を提出の上、補助金を返納してください。

申請 問い合わせ先	雲仙市役所商工労政課（本庁別館1階12番窓口）　電話0957-47-7836

※詳しくは雲仙市ホームページをご覧ください。申請などに必要な様式なども掲載しています。

R8.11